1 個人情報ファイルの名称			V43 (1 234)	
3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつか さどる組織の名称 4 個人情報ファイルの利用目的 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号)第 10 条に基づく届 出の受付管理 1 受付番号、2 工事名称、3 施工場所、4 工事 の種類、5 解体する建築物の構造、6 工事の規模、7 工事の元譲施工者、8 工期、9 石綿等の 有無 届出に係る工事の発注者、自主施工者又は元請業者 6 配線範囲 第 2 長	1	個人情報ファイルの名称	建設リサイクル法に基っ	づく届出受付簿
さどる組織の名称	2	行政機関等の名称	札幌市長	
個人情報ファイルの利用目的 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつか	都市局建築指導部建築安	ଟ全推進課
(平成 12 年法律第 104 号) 第 10 条に基づく居出の受付管理		さどる組織の名称		
出の受付管理	4	個人情報ファイルの利用目的	建設工事に係る資材の再	再資源化等に関する法律
1 受付番号、2 工事名称、3 施工場所、4 工事の種類、5 解体する建築物の構造、6 工事の規模、7 工事の元請施工者、8 工期、9 石綿等の有無			(平成 12 年法律第 104·	号) 第 10 条に基づく届
の種類、5 解体する建築物の構造、6 工事の規模、7 工事の元請施工者、8 工期、9 石綿等の有無			出の受付管理	
模、7工事の元請施工者、8工期、9石綿等の有無	5	記録項目	1受付番号、2工事名称	尔、3施工場所、4工事
有無 日出に係る工事の発注者、自主施工者又は元請業者 日出に係る工事の発注者、自主施工者又は元請業者 日出に係る工事の発注者、自主施工者又は元請業者 日出に係る工事の発注者、自主施工者又は元請業者 日まない 日はない 日はない			の種類、5解体する建築	や物の構造、6工事の規
日田に係る工事の発注者、自主施工者又は元請業者 日田に係る工事の発注者、自主施工者又は元請業者 日田に係る工事の発注者、自主施工者又は元請業者 日田に関立をはその旨 日田に関立をはその旨 日田に関立をはその旨 日田に関立をはの名称及び所在地 日田に関立をはの法令の規定による特別の手続等 日田に関立をはの法令の規定による特別の手続等 日田に関立をはの法令の規定による特別の手続等 日田に関立をはの法令の規定による特別の手続等 日田に関立をはの法令の規定による特別の手続等 日田に関立をはの法令の規定による特別の手続等 日田に関立をはの表令の規定による特別の手続等 日田に関立をは、1年の表別の手続等 日田に関立をは、1年の表別の手続等 日田に関立をは、1年の表別の手続等 日田に関立をは、1年の表別の手続等 日田に関立をは、1年の表別の手続等 日田に関立をは、1年の表別の手続等 日田に関立をは、1年の表別の手続等 日田に関立をは、1年の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の			模、7工事の元請施工者	6、8工期、9石綿等の
# 表			有無	
7	6	記録範囲	届出に係る工事の発注者	首、自主施工者又は元請
8 要配慮個人情報が含まれるときはその旨 含まない 9 記録情報の経常的提供先 何人でも(非公開情報を除く) 10 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 (名称)総務局行政部行政情報課 11 訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 なし 12 個人情報ファイルの種別 ■ 法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル) 令第21条第7項に該当するファイル 「有 1 無 無 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま			業者	
10 記録情報の経常的提供先	7	記録情報の収集方法	届出	
10	8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
(所在地) 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2T目	9	記録情報の経常的提供先	何人でも(非公開情報を	E除く)
2丁目 11 訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 なしる特別の手続等 ■ 法第60条第2項第1 □ 法第60条第2項第	10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)総務局行政部行	可政情報課
11 訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 なし 12 個人情報ファイルの種別 ■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)令第21条第7項に該当するファイル「有」無 2号(マニュアル処理ファイル) 13 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 非該当 14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 (名称) ー 15 行政機関等匿名加工情報の概要 ー 16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 ー 17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を可よことができる期間 ー 18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 ー			(所在地)〒060-8611	札幌市中央区北1条西
3特別の手続等			2丁目	
■ 法第60条第2項第1	11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定によ	なし	
号(電算処理ファイル) 令第21条第7項に該当 するファイル 「有 ■無 非該当 非該当 13 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個 非該当 14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の (名称) — (所在地) — (所在地) — (所在地) — 15 行政機関等匿名加工情報の概要 一 16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 一 17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 一 18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている 上きはその旨		る特別の手続等		
令第21条第7項に該当 するファイル	12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1	□ 法第 60 条第2項第
するファイル				
□ 有 ■無 13 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個				ファイル)
13				
人情報ファイルである旨 14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の (名称) - (所在地) - 15 行政機関等匿名加工情報の概要 - (所在地) - 16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨				
14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の	13		非該当 	
名称及び所在地				
15 行政機関等匿名加工情報の概要 - 16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 - 17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 - 18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 -	14			
16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提			(所在地)一	
案を受ける組織の名称及び所在地			_	
17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 - 18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 -	16		_	
案をすることができる期間 18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている — ときはその旨				
18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている - ときはその旨	17		_	
ときはその旨				
	18		_	
19 備考				
	19	備考		

		74F (
1	個人情報ファイルの名称	アスベスト調査台帳	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつか	都市局建築指導部建築安	で全推進課
	さどる組織の名称		
4	個人情報ファイルの利用目的	民間建築物における吹作	けけアスベストの使用実
		態を把握し、適切な管理	里を促す
5	記録項目	1整理番号、2建築物名	3称、3建築物所在地、
		4 所有者住所、5 所有者	6氏名、6所有者電話番
		号、7管理者氏名、8管	曾理者住所、9管理者電
		話番号、10建築年度、1	1 建築物の用途・規模・
		構造、12 アスベスト等の)使用状況、13 アスベス
		ト等の使用範囲・規模、	14 措置状況
6	記録範囲	建築物の所有者等	
7	記録情報の収集方法	アンケートの回答、登記	2簿
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	北海道	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)総務局行政部行	 丁政情報課
		(所在地)〒060-8611	札幌市中央区北1条西
		2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定によ	なし	
	る特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1	□ 法第 60 条第 2 項第
		号(電算処理ファイル)	2号(マニュアル処理
		令第21条第7項に該当	ファイル)
		するファイル	
		□有 ■無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個	非該当	
	人情報ファイルである旨		
14	一行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の	(名称) 一	
	名称及び所在地	(所在地)一	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	_	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	_	
	案を受ける組織の名称及び所在地		
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	_	
	案をすることができる期間		
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている	_	
	ときはその旨		
19	備考		

1	個人情報ファイルの名称	地区計画等の区域内にお	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		ル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつか	都市局建築指導部建築安	
	さどる組織の名称		
4	個人情報ファイルの利用目的	都市計画法(昭和 43 年	法律第 100 号) 第 58 条
		の2第1項の規定に基づ	づき、建築物の建築又は
		工作物の建設について、	届出に関する情報を管
		理する。	
5	記録項目	1地区コード・番号、2 氏名、4地区の区分、5 7用途、8行為の種別、 10高さ(建築物・塀)、 延・車庫)、12建蔽・1 14屋根形態、15設計 月日・内容	9階数 (地上・地下)、 11面積 (敷地・建築・ 容積率、13車庫形態、
6	記録範囲	建築主	
7	記録情報の収集方法	当該届出書	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)総務局行政部行	 政情報課
		(所在地)〒060-8611	札幌市中央区北 1 条西
		2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定によ	なし	
	る特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1	□ 法第 60 条第2項第
		号(電算処理ファイル)	- '
		令第21条第7項に該当	ファイル)
		するファイル	
		□有■無	
13	一行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個	非該当 	
	人情報ファイルである旨	(
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の	(名称) —	
	名称及び所在地	(所在地)-	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	_	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	_	
17	案を受ける組織の名称及び所在地 作式された 5.75世間 第四名 加工 情報 に関する 思		
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	_	
10	案をすることができる期間		
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている	_	
10	ときはその旨		
19	備考	_	

1	個人情報ファイルの名称	定期調査・検査報告に係	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつか		
	 さどる組織の名称		
4	個人情報ファイルの利用目的	建築基準法 (昭和 25 年)	法律第 201 号) 第 12 条
		に基づく特定建築物等の	定期報告の整理等
5	記録項目	1建物基本番号、2建築	· · · · · · · · · · · · · ·
		目、4建築物所在地、5	5所有者氏名、6所有者
		住所、7所有者電話番号	号、8管理者氏名、9管
		理者住所、10 管理者電話	岳番号、11 建築確認済証
		交付日・番号、12 検査済	¥証交付日·番号、13 敷
		地の位置、14 建築物の用	月途・規模・構造、15 定
		期報告受付日・受付番号	├、16 定期調査・検査の
		結果	
6	記録範囲	特定建築物等の所有者、	管理者
7	記録情報の収集方法	本人からの報告書(届出)、建築確認台帳、登記
		簿等	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	何人でも(概要書)	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)総務局行政部行	 T政情報課
		(所在地)〒060-8611	札幌市中央区北1条西
		2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定によ	なし	
	る特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1	□ 法第 60 条第 2 項第
		号(電算処理ファイル)	
		令第21条第7項に該当	ファイル)
		するファイル	
10		□有■無	
13	一行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個	非該当 	
1.4	人情報ファイルである旨	(夕 折)	
14	│行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の │名称及び所在地	(名称) 一	
15		(所在地)一	
16	行政機関等匿名加工情報の概要 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	<u> </u>	
10	下成された行政機関寺匿名加工情報に関する提 案を受ける組織の名称及び所在地		
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	_	
' '	下成された11 収機関等匿石加工情報に関する徒 案をすることができる期間		
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている	_	
10	記録情報に未例安配應個人情報が含まれている ときはその旨		
19	備考		
19	IIII '그		

1	個人情報ファイルの名称	福祉のまちづくり条例事	前協議書ファイル
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつか	都市局建築指導部建築安	·····································
	さどる組織の名称		
4	個人情報ファイルの利用目的	札幌市福祉のまちづくり	条例(平成 10 年条例第
		47号)に係る事前協議の	の状況等を管理する。
5	記録項目	1受付年月日、2受付番	持号、3建築主氏名・住
		所、4建築場所、5備考	が(代理者氏名・電話番
		号)、6施設名称、7工	事完了年月日、8用途、
		9申請面積・全体面積、	10階数、11構造、
		12工事種別、13審查	₹結果、14対象施設用
		途、15法適用分類、1	6不適合箇所、17検
		查結果、18交付番号・	交付年月日、19適合
		証交付請求年月日	
6	記録範囲	事前協議書の提出者(建	肇主)
7	記録情報の収集方法	建築主	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)総務局行政部行	f政情報課 「政情報課
		(所在地)〒060-8611	札幌市中央区北1条西
		2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定によ	なし	
	る特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1	□ 法第 60 条第2項第
		号(電算処理ファイル)	2号(マニュアル処理
		令第21条第7項に該当	ファイル)
		するファイル	
		□有 ■無	
13	一行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個	非該当	
	人情報ファイルである旨		
14	一行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の	(名称) 一	
	名称及び所在地	(所在地)一	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	_	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	_	
	案を受ける組織の名称及び所在地		
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	_	
	案をすることができる期間		
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている	_	
	ときはその旨		

	個人情報ノブイル	/ - / - ///	
1	個人情報ファイルの名称	調査指導台帳ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつか	都市局建築指導部建築安	安 全推進課
	さどる組織の名称		
4	個人情報ファイルの利用目的	違反建築物等の所有者・	管理者・占有者への指
		導経過等を管理する	
5	記録項目	1違反建築物等概要(例	所有者・管理者・占有者
		他)、2建築基準法令の領	条項違反、3 主な指導措
		置、4指導経過	
6	記録範囲	所有者・管理者・占有者	ž Í
7	記録情報の収集方法	定期調査報告書、関係部	『署からの提供、建築計
		画概要書、登記簿謄本、	現地調査等
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)総務局行政部行	亍政情報 課
		(所在地)〒060-8611	札幌市中央区北1条西
		2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定によ	なし	
	る特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1	□ 法第 60 条第 2 項第
		号(電算処理ファイル)	2号(マニュアル処理
		令第21条第7項に該当	ファイル)
		するファイル	
		□有■無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個	非該当	
	人情報ファイルである旨		
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の	(名称) —	
	名称及び所在地	(所在地)一	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	_	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	_	
	案を受ける組織の名称及び所在地		
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	_	
	案をすることができる期間		
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている	_	
	ときはその旨		
19	備考		

1	個人情報ファイルの名称	附置義務駐車施設設置	(変更) 届出ファイル
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつか	都市局建築指導部建築安	そ全推進課
	さどる組織の名称		
4	個人情報ファイルの利用目的	札幌市建築物における駅	注車施設の附置等に関す
		る条例(昭和 40 年条例第	第20号)第5条の3の規
		定について、届出に関す	⁻ る情報を管理する。
5	記録項目	1受付番号、2受付年月 4建築場所、5建築物名 地面積、8延べ面積、9 積、11工事種別、11 数、13設置台数、14 整備地区の内外、16特 17特例条項・番号、1 月日・番号	名称、6用途地域、7敷)増築面積、10車庫面 用途、12附置義務台 荷捌台数、15駐車場 持殊な駐車装置の構造、
6	記録範囲	設置者	
7	記録情報の収集方法	当該届出書	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)総務局行政部行	丁 政情報課
		(所在地)〒060-8611	札幌市中央区北1条西
		2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定によ	なし	
	る特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1	□ 法第 60 条第2項第
		│号 (電算処理ファイル) ├──	2号(マニュアル処理
		令第21条第7項に該当	ファイル)
		するファイル	
		□有■無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個	非該当 	
	人情報ファイルである旨		
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の	(名称) —	
	名称及び所在地	(所在地)一	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	_	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	_	
4 7	案を受ける組織の名称及び所在地		
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	_	
4.5	案をすることができる期間		
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている	-	
4.5	ときはその旨		
19	備考	_	

		個人情報ノアイル溥(単崇)		
3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつか さどる組織の名称 4 個人情報ファイルの利用目的 空き家の発生を抑制するための特別措置を受けるための確認書の発行事務に利用する 5 記録項目 1氏名、2住所、3電話番号 空き家の所者等 本人からの申告 含まない タニ酸情報の収集方法 本人からの申告 含まない タニ酸情報の複雑の提供先 なし (名称) 総務局行政部行政情報課 (所在地) 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 3 正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 12 個人情報ファイルの種別 ■ 法第60条第2項第1 会 第21条第7項に該当するファイル	1	個人情報ファイルの名称	被相続人居住用家屋等码	望認申請者ファイル
さどる組織の名称	2	行政機関等の名称	札幌市長	
4 個人情報ファイルの利用目的 空き家の発生を抑制するための特別措置を受けるための確認書の発行事務に利用する 5 記録項目 1氏名、2住所、3電話番号 6 記録範囲 空き家の所有者等 7 記録情報の収集方法 本人からの申告 8 要配慮個人情報が含まれるときはその旨 含まない 9 記録情報の経常的提供先 (名称)総務局行政部行政情報課 10 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 (名称)総務局行政部行政情報課 11 訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 なし 12 個人情報ファイルの種別 ・第21条第2項第1日号(電算処理ファイル)の第21条第7項に該当するファイルの第21条第7項に該当するファイルの第21条第7項に該当するファイルの第21条第7項に該当するファイルの「有 無無」 ・第21条第7項に該当するファイルの開発である旨 14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 (名称) ー 15 行政機関等匿名加工情報の概要 ー 16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 ー 17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 ー 18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 ー	3		都市局建築指導部建築安	で 全推進課
5 記録項目 1氏名、2住所、3電話番号 6 記録館囲 空き家の所有者等 7 記録情報の収集方法 本人からの申告 8 要配慮個人情報が含まれるときはその旨 含まない 9 記録情報の経常的提供先 (名称)総務局行政部行政情報課 10 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 (名称)総務局行政部行政情報課 11 訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 なし 12 個人情報ファイルの種別 ■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)会第21条第7項に該当するファイルの有限 2号(マニュアル処理ファイル)会第21条第7項に該当するファイルの有限 13 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 (名称) (名称) (名称) (所在地)ー 15 行政機関等匿名加工情報の概要 (名称) (所在地)ー 16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 (不成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を引力の組織の名称及び所在地 一 17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を引力の機関を定定したができる期間 一 18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 一	4			
6 記録範囲 空き家の所有者等 7 記録情報の収集方法 本人からの申告 8 要配慮個人情報が含まれるときはその旨 含まない 9 記録情報の経常的提供先 なし 10 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 (名称)総務局行政部行政情報課 (所在地) 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市中央区北1条西2丁目 11 訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 なし 12 個人情報ファイルの種別 ■ 法第60条第2項第1 号(電算処理ファイル) 令第21条第7項に該当するファイル 自無無法第60条第2項第2 日の第21年第1日本の表記を受ける組織の名でアイルの第21年第1日本の表記を受ける組織の名が見ていている。 (名称) 一(所在地) ー 13 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 (名称) 一(所在地) ー 15 行政機関等匿名加工情報の概要 ー 16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 ー 17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を可る記載の名称及び所在地 ー 17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を可ることができる期間 ー 18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 ー	5	記録項目		
おいけい おいけい 本人からの申告 会まない 会まない 会まない 日本 日本 日本 会まない 会まない 日本 日本 会まない 会まない 会まない 日本 会まない 会まない 会まない 日本 会まない 会ない 会ない	6			
8 要配慮個人情報が含まれるときはその旨 含まない おし 記録情報の経常的提供先 なし (名称) 総務局行政部行政情報課 (所在地) 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 11 訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 12 個人情報ファイルの種別 最 法第60条第2項第1 日 会議第処理ファイル 日 会第21条第7項に該当するファイル 日 画無 非該当 日 大政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の (名称)				
10	8			
(所在地) 〒060-8611 札幌市中央区北 1条西2 T目	9	記録情報の経常的提供先	なし	
(所在地) 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目				 f政情報課
3特別の手続等				札幌市中央区北 1 条西
13行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨(名称) ー14行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地(名称) ー15行政機関等匿名加工情報の概要ー16作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地ー17作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地ー18記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨ー	11		なし	
人情報ファイルである旨 (名称) - 14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の 名称及び所在地 (名称) - 15 行政機関等匿名加工情報の概要 - 16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 - 17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 - 18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 -	12	個人情報ファイルの種別	号(電算処理ファイル) 令第21条第7項に該当 するファイル	□ 法第 60 条第 2 項第 2号(マニュアル処理 ファイル)
名称及び所在地	13		非該当	
15 行政機関等匿名加工情報の概要 − 16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の	(名称)—	
16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 - 17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 - 18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 -		名称及び所在地	(所在地) 一	
案を受ける組織の名称及び所在地 17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	15	行政機関等匿名加工情報の概要	_	
17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 - 18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 -	16		_	
18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている - ときはその旨	17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	_	
	18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている	_	
	19			

	個人情報ノアイル海(年景)			
1	個人情報ファイルの名称	監察台帳ファイル		
2	行政機関等の名称	札幌市長		
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつか	都市局建築指導部建築安全推進課		
	さどる組織の名称			
4	個人情報ファイルの利用目的	建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 違反の指		
		導経過等を管理する		
5	記録項目	1 違反建築物等概要(申出人及び建築主氏名		
		等)、2建築基準法令の条項違反、3指導経過		
6	記録範囲	申出人、建築主等		
7	記録情報の収集方法	本人の申告、建築計画概要書、現地調査		
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない		
9	記録情報の経常的提供先	なし		
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務局行政部行政情報課		
		(所在地) 〒060-8611 札幌市中央区北1条西		
		2丁目		
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定によ	なし		
	る特別の手続等			
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1 □ 法第60条第2項第		
		号(電算処理ファイル) 2号(マニュアル処理		
		令第21条第7項に該当 ファイル)		
		するファイル		
		□有 ■無		
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個	非該当		
	人情報ファイルである旨			
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の	(名称) 一		
	名称及び所在地	(所在地) 一		
15	行政機関等匿名加工情報の概要	_		
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	_		
	案を受ける組織の名称及び所在地			
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	_		
	案をすることができる期間			
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている	_		
	ときはその旨			
19	備考			

	四ノ イガイン ノー・ノン	***	
1	個人情報ファイルの名称	共同住宅等の駐車施設設	设置に係る計画書届出フ
		ァイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつか	都市局建築指導部建築安	安全推進課 [2]
	さどる組織の名称		
4	個人情報ファイルの利用目的	札幌市共同住宅等におけ	ける駐車施設の設置に関
		する指導要綱第7条の規	見定について、届出に関
		する情報を管理する。	
5	記録項目	1受付番号、2受付年月日日、3建築主、4建築場所、5用途地域、6敷地面積、7住戸数、8駐車台数(必要・敷地内・隔地)、9店舗等面積、10隔地先住所、11不足台数、12変更年月日・番号	
6	記録範囲	建築主	
7	記録情報の収集方法	当該届出書	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)総務局行政部行	亍政情報 課
		(所在地)〒060-8611	札幌市中央区北1条西
		2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定によ	なし	
	る特別の手続等		Т
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1	□ 法第 60 条第 2 項第
		号(電算処理ファイル)	2号(マニュアル処理
		令第21条第7項に該当	ファイル)
		するファイル	
		□有 ■無	
13	一行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個	非該当 	
	人情報ファイルである旨		
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の	(名称) —	
	名称及び所在地	(所在地)一	
15	一行政機関等匿名加工情報の概要	_	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	_	
	案を受ける組織の名称及び所在地 ニュー・ニュー		
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	_	
	案をすることができる期間		
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている	_	
	ときはその旨		
19	備考	_	

	個人情報ノアイル海(単赤)		
1	個人情報ファイルの名称	札幌市空家等対応データベースファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつか	都市局建築指導部建築安全推進課	
	さどる組織の名称		
4	個人情報ファイルの利用目的	空き家の所有者等への助言及び指導経過等を管	
		理する	
5	記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4助言・指導経	
		過等	
6	記録範囲	空き家の所有者等、申出人	
7	記録情報の収集方法	本人からの申告、官公庁等からの提供、現地調	
		查	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)総務局行政部行政情報課	
		(所在地)〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西	
		2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定によ	なし	
	る特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1 □ 法第60条第2項第	
		号(電算処理ファイル) 2号(マニュアル処理	
		令第21条第7項に該当 ファイル)	
		するファイル	
		□有 ■無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個	非該当	
	人情報ファイルである旨		
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の	(名称) —	
	名称及び所在地	(所在地) 一	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	_	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	-	
	案を受ける組織の名称及び所在地		
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	-	
	案をすることができる期間		
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている	-	
	ときはその旨		
19	備考		

1	個人情報ファイルの名称	中高層建築物条例届出ファイル
2	行政機関等の名称	札幌市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつか	都市局建築指導部建築安全推進課
	さどる組織の名称	
4	個人情報ファイルの利用目的	│ │札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と
	ENTER OF THE STANDERS	調整に関する条例(平成 12 年条例第 32 号)に
		係る届出状況等を管理する。
5	記録項目	1受付年月日、2変更年月日、3標識設置年月
		日、4建築主氏名・住所・電話番号、5建築物
		名称·建築場所、6設計者氏名·電話番号、7
		監理者氏名・電話番号、8施工者氏名・電話番
		号、9備考、10報告書受付年月日、11建築
		 確認年月日、1 2工事着工予定日 · 完了予定日、
		│ │13用途地域、14建物用途、15階数、16
		工事種別、17住戸数・駐車台数・隔地駐車台
		数・駐輪台数、18敷地面積・建築面積・延べ
		床面積・高さ、19法廷建ぺい率・容積率、2
		O実施建ペい率・容積率
6	記録範囲	標識設置届の届出者(建築主)
7	記録情報の収集方法	建築主
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない
9	記録情報の経常的提供先	何人でも(閲覧用台帳)
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務局行政部行政情報課
		(所在地) 〒060-8611 札幌市中央区北1条西
		2丁目
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定によ	なし
	る特別の手続等	
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1 □ 法第60条第2項第
		号(電算処理ファイル) 2号(マニュアル処理
		令第21条第7項に該当 ファイル)
		するファイル
		□有 ■無
13	一行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個	非該当
	人情報ファイルである旨	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の	(名称) 一
4-	名称及び所在地	(所在地) 一
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	-
47	案を受ける組織の名称及び所在地	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	-
	案をすることができる期間	

18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている	-
	ときはその旨	
19	備考	